

公 示

常陸那珂港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（平成13年3月鹿揭示第1号）を下記のとおり改正し、令和3年2月20日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和3年2月19日

鹿島税関支署長 高 澤 輝 夫

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
北埠頭A～H岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
南埠頭C岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
中央埠頭C、D岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
J E R A 常陸那珂火力 石炭バース	[交通] 制限区域への出入に際しては、J E R A 常陸那珂火力石炭バースに設置された乗船受付所を経由すること。
J E R A 常陸那珂火力 ユーティリティーバース	[交通] 制限区域への出入に際しては、J E R A 常陸那珂火力ユーティリティーバースに設置されたメインゲートを経由すること。

注)

- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（SOLAS条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。